

柏崎市介護支援専門員定着支援金交付要綱

令和6年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護支援専門員の離職を防止し、業務継続に係る意欲向上を図るとともに、安定した質の高い介護サービスの提供を確保するため、介護支援専門員定着支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、新潟県柏崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第29号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、介護保険法（平成9年法律第123号）において使用する用語の例による。

(支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 介護支援専門員の資格を有し、市内の指定居宅介護支援事業所において、現に介護支援専門員としての業務に従事する者又は市内の地域包括支援センターにおいて、現に指定介護予防支援若しくは第一号介護予防支援事業の業務に従事する者
- (2) 介護支援専門員の更新研修の課程を修了し、介護支援専門員証の有効期間の更新を受けた者
- (3) 居住地の市町村税に滞納がない者

(支援金の額、回数及び交付時期)

第4条 支援金の交付額は、5万円とする。

- 2 支援金の交付回数は、介護支援専門員証の有効期間内につき、1人1回を限度とし、交付決定の日から起算して30日以内に交付するものとする。

(交付申請)

第 5 条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、更新後の介護支援専門員証の交付年月日（以下この条において「交付日」という。）から起算して 60 日以内又は交付日が属する年度の 3 月末日のいずれか早い日までに柏崎市介護支援専門員定着支援金交付申請書（別記第 1 号様式）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(支援金交付の決定等)

第 6 条 市長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、速やかに支援金の交付の可否を決定し、交付する場合にあっては柏崎市介護支援専門員定着支援金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により、交付しない場合にあっては柏崎市介護支援専門員定着支援金不交付決定通知書（別記第 3 号様式）により、申請者へ通知しなければならない。

(決定の取消し)

第 7 条 市長は、交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(支援金の返還)

第 8 条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、柏崎市介護支援専門員定着支援金返還命令書（別記第 4 号様式）により支援金の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により、既に交付した支援金の全部の返還命令を受けた者は、指定された期日までに支援金を返還しなければな

らない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。
ただし、支援金の支払については、令和11年5月31日までの間は、なおその効力を有する。